

2022年4月20日

ウクライナ情勢に係るロシアに対する経済制裁の概要(3)

弁護士 小林 英治 / 弁護士 松嶋 希会

ロシアによるウクライナ侵攻に関して、日本政府は、2022年2月26日以降、ロシアに対する経済制裁を実施しています。当事務所では、日本による経済制裁の概要につき、同年3月18日までに行われた制裁措置の概要につき、3月10日及び3月24日付のニュースレターにてご紹介しましたが、その後も追加的な経済制裁が実施されています。特に、4月12日付実施の追加制裁は、新たな内容としてロシア向けの投資の禁止措置及び輸入禁止措置が含まれており、注意を要します。本ニュースレターでは、3月18日以降の追加制裁(3月25日及び4月12日付実施のもの)の概要につき、ご紹介いたします。

1. 資産凍結等の対象者の追加

2014年のクリミア併合の際に導入された経済制裁における資産凍結等の対象者に追加する形で、2022年のウクライナ侵攻に関してロシア連邦及びベラルーシ共和国の関係者や団体が資産凍結等の対象者に追加されている。2022年3月18日までに指定された対象者は、3月10日付ニュースレター及び3月24日付ニュースレターに記載の通りである。日本政府はさらに、以下の団体及び個人を指定し資産凍結等の対象者としている。なお、以下で効力発生日の記載がないものは指定日から効力発生するものとされている。

- (1) 3月25日、セヴェルスターリ・セヴェルグループ会長、バンク・ロシア主要株主、制裁対象企業重役の親族等の25個人
- (2) 4月12日、株式会社戦術ミサイル兵器コーポレーション、株式会社リヤザン建設局グローブス等ロシア26団体
- (3) 4月12日、ロシア連邦国家議員、ロシア大統領子女等ロシアの398個人
- (4) 4月12日、ロシア2銀行(ズベルバンク、アルファバンク)(5月12日より効力発生)

これまでの資産凍結等の対象者は末尾の表を参照されたい。

2. ロシア連邦向けの新規の投資、長期貸付等の禁止措置

2022年4月12日付の財務省告示(財務省告示122号)により、5月12日以後に行われるロシア関連事業に関する対外直接投資を禁止する措置が実施された。

すなわち、(i)ロシアにおいて行われる事業、又は、(ii)ロシア法人(ロシア外の支店、出張所その他の事務所を含む。)、ロシア法人に実質的に支配されている法人によるロシア外の外国で行われる事業に関して行われる「対外直接投資」が財務大臣の許可を要するものとされている。「対外直接投資」とは以下のものとされている。

- ① 外国法人の10%以上となる株式又は出資の取得に係る証券の取得
- ② 10%以上の株式又は出資を有する外国法人の発行に係る証券の取得
- ③ 10%以上の株式又は出資を有する外国法人に対する金銭の貸付(貸付期間が1年を超えるものに限る。)
- ④ 外国における支店、工場その他の事業所の設置・拡張に係る資金の支払

以上から、ロシア法人に対して10%以上の資本の取得を伴う投資は許可の対象となる。さらに、ロシア法人に対してすでに10%以上の投資を行っている日本企業が、投資先のロシア法人に対して行う追加出資や1年超の長期貸付を行うことも許可が必要とされる。

ロシア法人に対する対外直接投資のみならず、ロシアで行われる事業を対象とする対外直接投資であれば今回の禁止措置の対象となる可能性がある点につき注意を要する。また、ロシア外で実施される事業を対象とした対外直接投資であっても、事業主体がロシア法人又はロシア法人に実質的に支配されている法人である場合には禁止措置の対象となることに注意を要する。

また、「対外直接投資」に対する禁止措置に加え、法人からの証券の取得又は法人への長期貸付等の形式によらないロシア関連の投資的な資金注入も禁止措置の対象にするため、ロシアでの事業又はロシア関係者を行う事業に充てるための外国向けの支払について財務大臣の許可の対象とされている(財務省告示121号)。

すなわち、以下の支払が財務大臣の許可の対象とされている。

- ① 居住者が第三者と共同して設立する組合その他の団体によるロシアでの事業活動に充てるための支払(ロシアにおける事業に充てるための支払)
- ② (i)ロシアに住所・居所を有する自然人、(ii)ロシア法に基づき設立された法人・団体、若しくは(iii)(i)(ii)に実質的に支配されている法人・団体と共同して設立する組合その他の団体による外国の事業活動にあたるための支払(ロシア関係者を行う事業に充てるための支払)

以上の支払制限により、ロシアで行う法人以外の形態のジョイントベンチャー事業に対する出資や、ロシア法人と行うロシア外での事業に充てるための支払にも規制が及ぶため、禁止措置の範囲が広範囲に及ぶ。

なお、ロシア関連事業に対する対外直接投資であっても、それが特定資本取引(貨物の輸出入や工業所有権の移転等に伴ってその代金・対価の決済の一環として行われる長期(1年を超えるもの)の金銭貸借や保証契約等の取引)に該当する場合には、経済産業大臣の許可の対象とされている(経済産業省告示98号)。

3. 輸入禁止措置

これまでのロシア・ベラルーシに対する経済制裁においては、武器、軍事関連の汎用品の輸出、一定の物品(石油精製用装置、奢侈品等)について対象地域をロシア向け輸出、ロシア・ベラルーシ関連の指定者に対する輸出

等の禁止措置が実施されてきたが、輸入禁止措置については、クリミア自治共和国、セヴァストーポリ特別市、「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)を原産地とするウクライナからの輸入にとどまっていた。2022年4月12日付追加制裁においては、これら地域に対する輸入禁止措置に加えて、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械についてロシア連邦からの輸入禁止措置が実施された(経済産業省告示97号)。施行日は4月19日とされているが、施行日前に契約したものについては、施行後3ヶ月間は輸入を認める猶予措置が設けられている。

[別表]

資産凍結等の措置の概要(2022年4月12日現在)			
主要な制裁内容		制裁対象団体	制裁対象個人
制裁対象者への支払等について、財務大臣(又は経済産業省)の許可を要する。	居住者による制裁対象者に対する支払い。支払いが、日本国内からか、日本国外からかは問わない。	2014年制裁対象16団体 ・チヨルノモルネフチガス社 ・自称「ドネツク人民共和国」 ・自称「ドンバス人民軍」、など	2014年制裁対象66個人 ・クリミア共和国関係者 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者、など
	非居住者による制裁対象者に対する、日本国内から国外への支払い	2022年2月26日制裁対象1銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社(3月28日から) ・バンク・ロシア	2022年2月26日制裁対象24個人 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者
	制裁対象者による日本国内から日本国外への支払い	2022年3月1日制裁対象3銀行、当該銀行(ロシア連邦中央銀行を除く)が50%以上持分を有する子会社 ・ロシア連邦中央銀行(3月1日から) ・プロムスヴァジバンク(3月31日から) ・ロシア対外経済銀行(3月31日から)	2022年3月1日制裁対象ロシア6個人 ・ロシア大統領 ・ロシア政府高官
制裁対象者との資本取引(預金、信託、貸付)について、財務大臣の許可を要する。	居住者と制裁対象者である非居住者との間の預金契約(但し、居住者が当該非居住者から受け入れるものを除く。)	2022年3月3日制裁対象4銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社(4月2日から) ・対外貿易銀行(VTB) ・ソフコムバンク ・ノヴィコムバンク	2022年3月3日制裁対象ロシア18個人 ・ロシア政府高官 ・ロスネフチ CEO ・ロステク社長、など
	居住者と制裁対象者である非居住者との間の信託契約(但し、居住者が当該非居住者から受託するものを除く。)		

	<p>居住者による制裁対象者である非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引</p>	<p>・アトクリチエ</p> <p>2022年3月3日制裁対象2団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ共和国国家軍需産業委員会 ・ミンスク装輪牽引車工場 <p>2022年3月8日制裁対象ロシア2団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・リサーチ・エージェンシー ・民間軍事会社ワグナー <p>2022年3月8日制裁対象ベラルーシ10団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ベラルーシ機材輸出公社 ・シネジス・グループ、など <p>2022年3月11日制裁対象ベラルーシ3銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社(4月10日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルアグロプロムバンク ・バンク・ダブラピト ・ベラルーシ共和国開発銀行 <p>2022年3月18日制裁対象ロシア9団体、当該団体が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロスネフチ・アエロ ・株式会社ロスオボロンエクスポート、など <p>2022年4月12日制裁対象ロシア26団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社戦術ミサイル兵器コーポレーション 株式会社リャザン建設局グローブス、など 	<p>2022年3月3日制裁対象ベラルーシ37個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ大統領 ・ベラルーシ政府高官 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者 <p>2022年3月8日制裁対象ロシア20個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ガスパイプ等建設会社オーナー ・トランスネフチ CEO、など <p>2022年3月8日制裁対象ベラルーシ12個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベラルーシ政府高官 ・ベラルーシ物流会社オーナー、など <p>2022年3月15日制裁対象ロシア17個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦国家議員 ・財閥関係者、など <p>2022年3月18日制裁対象ロシア15個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア政府高官 ・ロスネフチ CEO 親族、など <p>2022年3月25日制裁対象ロシア25個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セヴェルスターリ・セヴェルグループ会長
--	--	---	--

		<p>2022年4月12日制裁対象ロシア2銀行(5月12日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズベルバンク ・アルファバンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・バンク・ロシア主要株主 ・制裁対象企業重役の親族など <p>2022年4月12日制裁対象ロシア398個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦国家議員 ・軍関係者 ・ロシア大統領子女 ・ロシア外務大臣妻子
--	--	---	--

輸出入関連の措置の概要(2022年4月12日現在)	
	対象品目、対象団体、対象地域
国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止等	<p>(対象地域)ロシア、ベラルーシ向け</p> <p>(対象品目)工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等</p>
ロシア及びベラルーシの特定団体への輸出等に係る禁止措置	<p>(対象団体)</p> <p>2022年3月1日制裁対象ロシア49団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省通信センター ・ロシア量子センター及びROC ・株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」 ・モスクワ物理・技術大学 ・国営企業ロステック ・統一エンジン製造会社、など <p>2022年3月8日制裁対象ベラルーシ2団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省 ・株式会社インテグラル <p>2022年3月25日制裁対象ロシア81団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共株式会社アムール造船所など造船会社 ・ノヴォシビルスク・マイクロエレクトロニクス研究開発センターなど研究所、など

ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置	(対象地域) ロシア、ベラルーシ (対象品目) 半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術
ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置	(対象地域) ロシア (対象品目) 石油精製の装置等
ロシア向け奢侈品及び紙幣・金貨・金の地金の輸出の禁止措置	(対象地域) ロシア (対象品目) 奢侈品(乗用車、ノートパソコン、技術品、宝飾品、酒類、革製品等) 紙幣・金貨・金地金等
「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)との間の輸出入の禁止措置	(対象地域) 「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)
特定の貨物のロシア連邦からの輸入の禁止措置 (4月19日から施行) *施行前に契約した分について、施行後3ヶ月間は輸入を認める猶予措置がある。	(対象地域) ロシア (対象品目) アルコール飲料、木材、機械類・電気機械

証券の発行・流通に関する措置の概要 (2022年4月12日現在)

主要な制裁内容	
<p>制裁対象者による日本における新規の証券の発行及び募集について、財務大臣の許可を要する。</p> <p>* 2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTBなど)については償還期限が30日を超えるものに限る。</p> <p>* 2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)については、償還期限を問わない。</p>	<p>2014年制裁対象者 5 銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズベルバンク ・対外貿易銀行 VTB ・対外経済銀行 ・ガスプロムバンク ・ロシア農業銀行
<p>2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTBなど)及び2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)による新規の証券の発行及び募集のため、居住者が労務又は便益の提供を行うことについて、財務大臣の許可を要する。</p>	<p>2022年2月26日制裁対象者 3 機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦の政府 ・ロシア連邦の政府機関

2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)が、2022年2月26日以降発行した証券を、居住者が、①非居住者から取得する場合、又は②非居住者に対し譲渡する場合、かかる取得や譲渡について、財務大臣の許可を要する。	・ロシア連邦中央銀行
--	------------

ロシア向け投資、長期貸付等の禁止措置(2022年4月12日現在)		
主要な制裁内容		
	対象行為	対象事業
財務大臣の許可を要する。(5月12日から)	右の対象事業に係る、居住者による対外直接投資 例えば、 - 外国法人の10%以上となる株式又は出資の取得に係る証券の取得 - 10%以上の株式又は出資を有する外国法人の発行に係る証券の取得 - 10%以上の株式又は出資を有する外国法人に対する金銭の貸付(貸付期間が1年を超えるものに限る) - 外国における支店、工場その他の事業所の設置・拡張に係る資金の支払	ロシアにおいて行われる事業 ロシア法人(*)・ロシア法人に実質的に支配されている法人によるロシア外の外国において行われる事業 *ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。
	右の対象事業に充てるための、居住者による日本から外国へ向けた支払	居住者が、他者と共同して設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動 居住者が、以下の者と共同して設立する組合その他の団体による外国における事業活動 (a) ロシアに住所・居所を有する自然人 (b) ロシアの法令に基づいて設立された法人その他の団体(ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む) (c) (a)又は(b)に実質的に支配されている法人その他の団体
	対象行為	対象事業 ・ロシアで行われる事業 ・ロシア法人(*)・ロシア法人に実質的に支配されている法人によりロシア外の外国において行われる事業 *ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。
経済産業大臣の許可を要する。(5月12日から)	居住者による特定資本取引(貨物の輸出入や工業所有権の移転等に伴ってその代金・対価の決済の一環として行われる長期(1年を超えるもの)の金銭貸借や保証契約等の取引)のうち、右の対象事業に係る対外直接投資に該当するもの	・ロシアで行われる事業 ・ロシア法人(*)・ロシア法人に実質的に支配されている法人によりロシア外の外国において行われる事業 *ロシア外に所在する支店、出張所その他の事務所を含む。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 小林 英治(ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 松嶋 希会(kie.matsushima@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。